本市の人口
(昭和44年5月1日現在)
人口総数 182,156人
男 87,673人
女 94,483人
世帯数 54,673世帯

甲府市議会だより

創刊号
昭和44年5月1日

(編集・発行) 甲府市議会だより編集委員会 電話(35)7054 甲府市議会事務局

「議会だより」発刊に寄せて

甲府市長 秋山 清

政治の根幹をなすのは、そこに住む人々の理解と協力であると思います。

甲府市でも、市政の基本方針のひとつに、対話のある市政の推進をとりあげ、市民のみなさんの意思の疎通を一層深めることを考えておりますが、こんど市議会から、市議会の現況を伝える「議会だより」が発刊されることになりました。

対話のある市政の推進を図っている時だけに、「議会だより」の発刊はまことに時宜をえたものと喜びにたえません。

市民のみなさんと、意思の疏通をはかるための媒体はいくらあっても十分だとは申せません。媒体は多いほど、また対話の機会も多いほど、人の心は通い合い、理解は深まってゆくものです。とくに、市議会は市民のみなさんの代表として、市政の公正な運営と、市の発展を考え、討議している場であります。

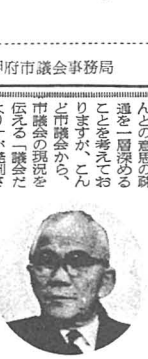

私は「議会だより」を通して市政は私ども市政をゆだねるものだけで運営しているのではなく、市民全部の手によって運営されているのだということを、よく理解していただきたいのです。「議会だより」が、市民のみなさんと市議会とのかけ橋として役目を果たすよう心から期待しています。

「議会だより」の発刊にあたって

甲府市議会議長 内藤秀治

市民の意思がそのまま市政に反映する市政、市民と直結した政治というのは、皆さんが、よく市政を知ることにあると思います。市民と議会とは、よく車の両輪にたとえられていますが、まったくそのとおりで、どちらか一方にちょっとした故障があって市政はうまくいくわけはありません。議会では幸に活発な言論がかわされ、時には火花の散るような論争もあります。しかしそれはひとすじに愛市の熱情から出るもので、決して感情からくった考えで行われるものではありません。

甲府市に市政がしかれて、ちょうど今年は八十年にあたります。一世紀になんなんとする市政の歴史は甲府市の発展の歴史であり、隣の輝かしい足跡であるともいえると思います。こ顧っております。

市議会の姿を市民の皆さんにお知らせすることはまことに大切なことだと思います。市では広報を発行して市の重要な問題を解説し、市政を理解していただく方法をとっていますが、議会としても、市民の皆さんに議会活動の状況を知っていただこうではないかというのが、多年の懸案でありました。いまその懸案が実を結び、このたび「議会だより」を発刊する運びになりました。私はこの「議会だより」を通して議会運営の状況を公正にお知らせし、市政に寄せる皆さんの関心を集めることがかねるものではありません。

甲府市に市政がしかれて、ちょうど今年は八十年にあたります。一世紀になんなんとする市政の歴史は甲府市の発展の歴史であり、隣の輝かしい足跡であるともいえると思います。こ顧っております。

三月定例会 "国保"を中心に増額 新年度予算修正可決

市民負担の軽減図る

三月定例議会は七日から開かれ、四十四年度一般会計予算案など三十九議案、議員提案一件について審議した結果、市長から提案された新年度予算案は国保など大幅に修正して議決、予定の会期を一日延ばして四月一日に閉会しました。この修正で新年度の一般会計は四十一億二千百二十二万円、特別会計を合わせると総額七十七億五千七百七十三万円になり、前年度より一六・六%も上回りますが、これまでの審議を通して、市政執行上に横たわる問題点や、また十八万市民の願いにこたえる秋山市長の決意などが大きく浮きぼりされました。

市政に対する一般質問は十一日、ただしました。この定例会は、秋山市長にとって初の"予算議会"であっただけに、各議員の質疑もから三日間にわたって行なわれ、各会派を代表する九人の議員が立って、市長や担当部長らの所信を、新市政の基本的姿勢や、公約実現の具体策などに重点が置かれた感があります。それらの質問の中から、とくに市民生活とつながりの深い問題を次に拾ってみました。

三月定例会で所信表明する秋山市長

一般会計	41億2,122万円
(原案は	41億1001万9千円)
特別会計	36億3,651万円
総額	77億5,773万円

◇基本姿勢—

文化都市をめざす

問 市政の基本的目標である"魅力ある文化都市建設"は、従来の工業都市建設と異なるのか、その具体的な考え方をききたい。また、国母工業団地造成事業の行き詰まりを打開していく考えはあるか。

答 文化都市建設は市政のビジョンであり、従来の工業都市建設も究極は文化都市をめざしたものだから異なるところはない。また国母工業団地については、開発事業団の力だけでは思うにまかせない。このため県の参加を求めたところ、県もできるだけの応援をしたいとのことだった。県の参加がえられれば、広域行政の中でいろいろの利点がある。

◇道路整備—

新設、改良も進めよ

問 公約の道路整備三カ年計画に着手したことは敬意を表するが、首都圏市街地として発展するとき、市道の舗装整備だけでは魅力ある都市づくりはできない。郊外の市道、農道まで含めた広域的な新設、改良が必要だと思うがどうか。

答 市道整備三カ年計画は、四十四年度から三カ年の間に延べ七十九万六百七十万円、金額にして九億九千二百四十万円を舗装整備する。また新設、改良について、住宅が続々と建てられ、その後の拡幅などが極めて困難になるので合わせて仕事を進めていきたい。

問 甲府バイパスの土地買収、工事の見通しはどうか。

答 建設省の計画では四十七年度に完成だが、一日も早く開通できるよう建設大臣に陳情しており、県でも一年くらいは立て替え払いの積極的な姿勢を示しているので、かなり促進されると思う。

問 県町土地区画整理事業が遅れているが、今後どのように解決していくのか。

答 事業の遅れは、買収方式でなく換地方式をとったため利害関係がフクソウして仕事がやりづらくなっているためだ。しかし、建設省とも交渉し、四十三年度末までに拡張分の千五百万円は、すでに拡張した相生小裏の舗装に使えるとのことになったので消化できる。残りの百二十万円も年度中には貫通したい。

問 土地区画整理事業の第三工区(駅前)の清算事務がおくれている原因はどこか。

答 遅れた原因は、駅前という特殊区域であり権利の移動がはげしく、また県が鮮魚公園の一部を売却したため、その替りがなければ国が区域変更の認可をしないということで工事はすでに三十五年に終っているが、この関係が解決しなかったために遅れている。取扱い金額も莫大きいので、関係者と十分話し合う中で、できるだけ円滑に処理したい。

◇市民と生活—

ごみの山をなくせ

問 河川などに絶えないゴミの山は、市民の清掃思想が足りないからだ。積極的な行政を推進するとともに、長期計画を早くつくるべきだ。

答 環境の浄化が清掃行政のねらいである。ゴミの処理については収集回数をふやし、収集体制を強化する。新年度にはゴミ収集車四台を買うことになっている。また、場当たり的な行政ではだめなので、長期総合開発計画には防疫施設を施していきたい。

問 中央卸売市場の建設問題も重大な段階を迎えている。あくまでも公営でやるのか、業者との話し合いはつづけていく考えか。

答 中央市場は公営という前提で進めていくが、民営の長所も十分に検討し、取り入れられるものがあればそれでいきたい。業者との話し合いは、もちろん納得いくまでつづけたい考えである。このため庁内制も整え、八月の事業認可をメドに推進していきたい。

問 中央卸売市場の建設は、立ち退きを迫られ、市では丸の内保育所に吸収する考えだと聞くが、丸の内の場合は環境がよくない。別の土地に建てる用意があるか。

答 中央もいままでしばらく使用できるよう地主にお願いしたが、仮に撤去しなければならない場合には一応、丸の内を改築して収容したい。しかし、環境上よくないので適当な土地を物色して新築したい。

問 市立病院の医療体制は万全か。赤字解消の見通しはどうか。

答 昨年は医師の不足から不十分な科もあったが、順次充実し、新年度からは各科とも診療ができる体制になる。赤字については公共性の点からも、あまり程度はやむをえないと思う。しかし、累積の赤字は四十五年度から五カ年計画によって解消したい。

◇教育問題—

小中学生に体力を

問 市内の小・中学生体力の面で全国平均を下回っているが、早急に老の対策を考えるべきだ。新総屋内の県道拡張に伴う騒音防止対策はどうか。

答 子どもの体力については強しょう性、柔軟性、持久性を高めるため年度から指導主事を置き指導している。また運動用具の整備とともに、体育の時間だけでなく授業中の姿勢、給食、校外活動の面でも積極的に指導している。新総屋小の騒音対策については、校舎を防音化する考えだが一時的に防音施設を施していきたい。

問 市工商業高の県移管についての受け入れ体制はどうか。

答 現在のところ県からは具体的な意思表示はない。こんど県にお願いしていくというのが筋だと思う。

◇産業振興—

無担保融資考えよ

問 市の中小企業対策には見るべきものがなく、新年度予算にもなんら進展がない。中小企業の振興として、職員の増員とか、無担保の融資、業者の実態掌握などをやる考えはないか。

答 中小企業対策は非常にむずかしい。まず業者自らが経営改善の意欲をもつことが大切だ。時世に応じた協業化指導、物産展の開催、販路拡張などを行なっているが、まだ十分とはいえない。こんど甲府商工会議所とタイアップして指導育成にもつとめたい。職員については事業が進んでくれば増員も考える。また融資については金融機関とよく連絡をとり、確固たる保証人があれば二十万円以上でも無担保で貸し出せるよう努力したい。同業者、組合の実態も十分につかめるような体制をとっていきたい。

問 曲がり角に立つ農業の対策も十分に考えるべきだ。助成指導はじめ制度金融なども他産業より立ち遅れている。不慮の災害政府対策をどう考えるか。

答 農家の悩みは非常に深いものがある。指導方法としては果樹、そさい、畜産、花き等のブロック別に都市近郊農業の振興をはかっていきたい。金融も市独自では六百万円まで貸し出しができるが、これでは少額なので、もっと積極的に非常の基金をつくるよう検討していきたい。

◇交通安全対策—

遺児に奨学金制度を

問 交通事故で一家の柱を失った遺児のために奨学制度を設ける考えはないか。婦人交通指導員の身分保障も考えるべきだ。

答 交通遺児の奨学制度はまだ具体的にはないが、十分に検討して将来考えていきたい。婦人指導員には危険な仕事をやってもらっているので、県とも話し合い、しっかりした身分保障を考えてやりたい。

3月定例会日程

3月7日	開会
	提案理由説明
	決算委員長報告
8～10日	休会
	議案審査のため
11～13日	一般質問
	特別委員会設置
14日	各部常任委員会
15日	本会議
	各部委員長報告
16日	休会
17～20日	特別委員会
	(予算、条例)
21日	春分の日
22日	特別委員会
23日	休会
24～28日	特別委員会
29日	休会
31日	特別委員長報告
	会期延長
4月1日	本会議
	総務委員長報告 閉会

"甲商県移管"に取り組む

事務調査特別委を設置

市議会は、市立商業高校の県立、市内はもちろん、県内経済界に寄与したものはかり知れないものがあります。

四十二年二月の田辺知事就任にあたり、鷹野前市長がこの移管問題を強く要望したことから、にわかに表面化してきましたが、そのご具体的な意思表示はまだ何も示されておりません。

どにかく、伝統のある甲府商業の移管問題ですから、市民としても重大なことはいうまでもないことで、市議会としてはこの問題をあらゆる角度から検討するため、こんどの調査特別委設置となったものです。この調査経費に四十万円を計上しています。

特別委員のメンバー次の通り。

石原虎男、千野重雄、中西久、石川道明、山中繁芳、飯島政則、堀込郁一、内亀太郎、根津賢二、堀込郁一、飯島哲、清水清寛、早川武男、河野勇、上田英次、三井五郎

創刊号 昭和44年5月1日 甲府市議会だより 編集・発行 甲府市議会だより編集委員会 電話(35)7054 甲府市議会事務局

議員紹介

議席番号順

内藤幸男　山中繁芳　田村義雄　橋田重雄　清水清富
中西久　福島昇　石原虎男　千野重雄　古屋治男
森沢茂　石丸あきじ　三井五郎　宮原保勝
石川連朗　根津賢二　溝口一雄　込山貴雄
浅川朝治郎　堀込徳一　風間良興　飯島政則　堀内亀太郎
奥石六蔵　飯島哲　山田益三　早川武男　小沢綱雄
日本晴義　柏原保幸
上田英文　小林淳光　内藤秀治　渡辺儀市　神藤昇　今村宏　河野勇
山口茂申　神宮司五郎

会派紹介

清心会	14人
新政会	6人
中政クラブ	6人
社会党	5人
公明党	5人
共産党	2人
浄化クラブ	1人

石原虎男、清水清富、浅川朝治郎、石川連朗、山中繁芳、中西久、千野重雄、柏原保幸、橋田重雄、田村義雄、日本晴義、奥石六蔵、森沢茂、内藤幸男

飯島政則、堀内亀太郎、神宮司五郎、込山貴雄、風間良興

今村宏、河野勇、内藤秀治、山口茂申、上田英文、小林淳光

溝口一雄、古屋治男、根津賢二、堀込徳一、宮原保勝

三井五郎、石丸あきじ

神藤昇

〝児童手当〟踏み出す

☆子四人以上の家庭に月千円☆

水洗便所資金を増額

条例特別委員会（清水清富委員長）は、三月十三日の本会議で付託された条例案十六件について、十七日から七日間にわたる審査をかさね、うち十五件は原案どおり可決したが、中央市場経営担当職能を〆部〆に昇格させる条例案については〆室〆が妥当であるとして一部修正して可決、そのむね本会議で委員長から報告されました。次に委員長報告のなかから、おもな審査経過と当局への要望を拾ってみました。

条例特別委の内容

◇**市営住宅条例の一部改正**

南西住宅内に完成した新しい市営住宅の家賃を定めるための条例（可決）だが、関連意見として、①中層アパート二棟四十八戸のみを建設していて、国の住宅建設計画による甲府市分二百八戸が消化できるか②木造住宅についても県など積極的に働きかけ、現状一千戸といわれている住宅不足の緩和に努力すべきである――との質疑が出された。これに対し当局から①国の特定計画は当初、四十三年からの三カ年だったが、一年のびて四十六年までとなった。四十五、六年では五十六戸ずつ建てないと消化できないが、西下条地内にも特定計画の変更によって建設することになったので、この面でも明るい見通しとなっている②木造住宅の建設については、国の指導方針との関連もあるが、検討してゆき広げていきたい――との答弁があった。なお、入居については低所得者住宅という法の精神にもとづいて運営するよう今後の行政指導を強く要望した。

国保賦課限度額を十万円に

◇**国保条例の一部改正**

保険料の賦課限度額七万円を十万円に引き上げるもので、これは法による基準として実施されるが、要望として本法に明確に規定されている本人一部負担金の減免についても基準を設け、規定し低所得者の救済にあたるべきだとの意見があった。

◇**交通共済条例の一部改正**

議会からも要望していた交通共済加入者に対する〝なぐさめ〟資金創設のためだが、関連して、これまでの支給実績をみると二千円該当の支給が九件しかないが、このような小事故はもっとも多いと思われるので、この種の事故についても手厚く支給が受けられるよう請求手続きの簡略化をはかれとの要望があった。

◇**老令者医療費助成金支給条例の一部改正**

昨年から発足した老令者医療無償の年令を八十五歳まで引き下げて、老人福祉を前進させようとするのだが、逐次年令を引き下げて多くの老人が恩恵に浴せるようさらに努力することを要望した。

◇**児童手当支給条例の制定**

本市独自の施策として、他に先がけて児童手当制度の第一歩を踏み出そうとするもの。内容は四人以上の子どもをもっている家庭に対し月額千円を支給するものだが、さらに内容の充実として、四人以上を三人にするなど対象家庭の拡大、支給額の増、所得制限の緩和など順次前進させることを要望した。

◇**青年学級の開設**

新たに十八学級を開設するものだが、市長が所信表明で、人間開発として働く青少年の育成に力を入れると述べている意味からも、社会教育の重要な部面を受けもつ青年学級の意義を高め、有効な運営がはかられなければならない。とくに本市の特殊事情として、繊細企業の未組織動労青年が多いので、これをなんとか組織化し、その機会を与えるような行政努力を要望した。

看護婦の完全充足に努力を

◇**伝染病棟条例の制定**

伝染病棟移転建て替えに伴う条例改正だが、伝染病の場合患者からの費徴収が所得を基にしているので、給与所得者の負担が割高になる。法によって強制取容するのだから、国・市の責任で本人の負担軽減をはかるべきだとの要望が出され、当局の検討をうながした。また、伝染病棟の移転に伴う看護婦等の増員（定数条例の一部改正）については、当局から病院経営のなかで事務処理の改善をはかり、年次的に事務職を減じて看護婦の充足を計画しているとの答弁があったが、全国的な不足状態のなかで看護婦だけはなぐべく完全充足をはかるよう努力し、将来的には看、准看の比率を高め、看護助手は定数に含めないでもできるような体制を要望した。

本来は市の直営で

汲み取り〝業者移行に待った〟

◇**清掃条例の一部改正**

市に属する公共施設の し尿汲み取り料を、事業所その他世帯人員の定まらないものの汲み取り料と同額にしようとするもの。この条例の背後には、いままで市で行なっていた公共施設の汲み取りを業者に全面的に委ね、従来の処理車台に減らすという方針が示され、この姿勢について多くの議論がなされた。

本来この事業は、清掃法に基づいて市が直営で行なうべきものだが、本市ではこの根本に逆行して全面的に業者に委託している。これに対し当局は、市で行なう汲み取り料金、事業所その他世帯人員等の値上がりから三百万円の赤字となる。本来は市の直営で行なうことが望ましいが、し尿は特殊のものだから、現状では業者にまかせる方が合理的ということで移行したい。し尿の苦情車は従来どおり町会の体制をとっているので業者の指導が弱まることはない、との答弁があった。

また委員から、業者から出されている料金値上げの問題提起があり、現状のし尿汲み取りに対する汲み取り日、料金については市民から強い不満が出ているので、これらを解決したのち値上げ問題は検討すべきであるとの意見に対し、社会部長から業者に対する苦情は非常に強い。いま考えていることは領収書を統一するなど料金が一目でわかる方法を講ずるようにし、苦情に対する徹底した指導を行なう。③料金については現在まだ政治的折衝の段階で、市長が積極的に前面へ出て解決をはからなければならない。部を設置した場合、その業務は市長のいう調査、計画と渉外的職務を部とするスタッフ的な面の強い内容といえる。特殊機能をもったスタッフ的な現在の市場担当部門を部とすることは、組織の根本をくずすおそれがあるので、そうした不明確なものは他の部門からはずし、むしろ室とするのが適当である――として、原案の部昇格を〆室制〆とすることに修正可決した。

なお、このさい一部の委員から現在の流通機構のもとでの中央市場には反対であり、部や室をつくっても直ちにそれが解決するとは思われないので、その必要を認めないとの反対意見があった。

水洗化貸し付けは五万円に

◇**水洗便所資金条例の一部改正**

貸し付け金の額を従来の三万円から四万円に引き上げようとするものだが、一方では本道の水洗化の促進が強く叫ばれ、この促進対策の一環として、便所改造資金の貸し付け限度額もこのさい引き上げ、五万円にすべきだとの理由で修正可決した。

なお、限度額引き上げで当初の貸し付け計画が下回ることのないよう意見もつけたが、修正財源については財政上とむなく補正予算でカバーすることを要望した。

市場経営担当は部より室で

◇**事務分掌条例の一部改正**

経済部の中央市場経営担当機能を部に昇格させようとする案だが、委員から、現時点で部に昇格させる必要性とその効果について質したのに対し、市長は①市場問題は現在、非常に切迫した局面を迎えており、反対業者はもちろん、賛成業者のなかにも四十四年度市にメドがつかなければ自紙にもどし自由にさせてほしいとの申し入れもある。②この解決策としては、あくまでも公営を基本とするが、前提は業者と納得のいくような協議をしなければならない情勢にある。③このためには庁内の陣容を整え充実強化する必要がある――として、専任の部長を設け、意欲的に取り組んでいきたいとの答弁があった。

しかし、委員会としては前市長以来の重要懸案事項であるため、慎重に審議した結果、市場問題は処理場増設問題で忙殺されたが、新年度は汲み取り金額について重点的に検討していきたい――との説明があった。

委員会としては、前段でもふれたように、業者に全面的に委ねることには基本姿勢として問題があるので、公共施設のし尿汲み取りの業者移行については、担当の民生部常任委員会と協議して決めることを付帯条件とした。

―提出議案と―その結果―

第3号　昭和44年度一般会計予算＝修正可決
第4～12号　昭和44年度各特別会計予算＝可決（ただし、国保事業会計のみ修正可決）
第13号　財政事情の作成及び公表に関する条例の一部改正＝可決
第14号　市営住宅条例の一部改正＝可決
第15号　国保条例の一部改正＝可決
第16号　交通災害共済条例の一部改正＝可決
第17号　清掃条例の一部改正＝可決
第18号　老令者医療費助成金支給条例の一部改正＝可決
第19号　母子世帯児童福祉手当条例の一部改正＝可決
第20号　身体障害児童年金条例の一部改正＝可決
第21号　児童手当支給条例制定＝可決
第22号　下水道条例の一部改正＝可決
第23号　水洗便所改造資金貸付条例の一部改正＝修正可決
第24号　伝染病棟条例制定＝可決
第25号　青年学級開設＝可決
第26～29号　市道路線認定（里吉清沢線、宝一号線、上石田富竹線、山宮町藤塚線）＝いずれも可決
第30、33号　昭和43年度一般会計補正予算＝可決
第31号　市職員定数条例の一部改正＝可決
第32号　事務分掌条例の一部改正＝修正可決

（3面につづく）

修正増は千百万円
一般経費切り詰める

予算特別委員会（早川武男委員長）は、三月十三日の本会議で四十四年度一般、特別会計予算など十議案の付託を受け、十七日から三十日まで意欲的な審議にあたりました。その結果、一般会計では国保の値上げ率を最少限に抑えるための繰り出し増、PTA負担の軽減などで一千百二十万円を増額修正し、また特別会計でも国保の保険料率を手直ししましたが、他の議案については三月三十一日の本会議で委員長報告のとおり原案が可決されました。次に委員長報告から、おもな内容を拾ってみましょう。

予算特別委の内容

長期の財政計画を
市民にも公表せよ

まず本会議は、長期計画の展望の中で編成されたかという質問に対し、当局は新年度予算は長期計画として体系化されてはいないが、一応の展望の中で目標を定め編成したので、事業執行上の考え方としては①交付税の事業費補正に重点配分される傾向と増収期待②起債への依存度を高める③国庫補助対象事業としての施行の積極化④開発公社の積極的活用を図り、主要事業の重点的施行方針の確立のため毎年度の概略推定としては、一般会計で

昭和四十三年度四億九千二百万円、四十四年度五億四千五百万円、四十五年度八億五千万円、四十六年度九億七千八百万円、四十七年度九億七千二百万円。

また特別会計のうち企業事業への繰り出し分として、昭和四十四年度八億八千百万円、四十五年度七億七千四百万円、四十六年度四億二千六百万円、四十七年度四億二千百万円であると答えた。

これに対し委員から、これら事業費は本年度をとってみると一般財源二十四億七千万円と実に五七・六%にも及び、強いていえばこれら主要事業以外にシビルミニマムの精神にそった財政支出は期待できない。一方、国の地方財政の見方として、地方財政は総体として余裕があるという現実を無視した茶店があるが、委員会は市民に年度九億七千八百万円、四十七年度五億三千二百万円。

現業職の再検討を
定員確保にあたれ

次に全国法目の機構改革から二年次を迎え、アフターケアーとして定員管理が要求されているが、市長が予算説明書の中でいう定員不拡大方針の根拠について質したところ、当局としては定員のワク内で業務改善をしており、し尿処理業務、老人ホーム民間法人へ委託、伝染病棟は病院へ、災害復旧事業の減等いずれも仕事量の減が考えられる、半面ごみ清掃車の増、市場業務、道路整備事業の増があり、これらは相殺の形で処理されるるいは問題点をうきぼりにして公表し、その現状をふまえて市政運営を行なうべきであると要望した。

国鉄運賃値上げ反対に関する決議

昨年三月の定例会で甲府市議会は満場一致をもって「国鉄運賃値上げをはじめとする公共料金値上げ反対」を要望しましたが、早速開会中の第60回会議に国有鉄道運賃法の一部改正の法律案が上程され審議中とのことであります。その内容をみると、遠距離逓減制廃止の名のもとに平均運賃一五%の値上げを意図し、また一キロから五キロの最低運賃については五〇%の値上げ、さらには現行の一、二等車両を廃止、特別車両料金を定める内容をもっており、これが成立した場合は必然的に私鉄バス料金等をはじめとする諸物価の値上げにつながることは必至と考えられます。

国鉄が市民生活の一部分となっており、とくに旅客運賃や庶民の日常生活に重大な影響をもたらすことになります。よって貴職においては、ただちに国鉄運賃値上げ案を撤回されるよう決議しております。

昭和四十四年三月

甲府市議会

内閣総理大臣、所管各大臣、衆参両院議長、国有鉄道総裁　宛

42年度決算を認定
要望、早くも予算化へ

三月定例会は、七日の冒頭本会議で、四十二年度各会計別決算に対する特別委の審査結果を千野委員長報告どおり承認しました。同特別委は昨年九月定例会で付託され、さる一月十七日から二日間にわたって審査してきましたが、各項目に対しそれぞれ要望、意見を付して「認定すべきもの」とし、これを本会議に報告したもの。これで四十二年度の全決算は正式に認定されたわけです。

四十二年度の各会計は、甲府市八百六円に対し、歳出は三十一億八千一百六十七万百九十八円で、差引き三千七百三十七万四千円の繰入不足となっています。

このうち一般会計をみると、歳入三十二億四千七百三十七万四千円に対し、歳出は三十一億二万四千七百一十六円で、差引き三千百六十九万一千百一十円で、差引き三千百六十九万一千百九十四円の繰入不足となっています。

歳入の問題としては、税収の構成比率は一般的水準に達しているが、税額が少ない。これは市民生活の向上にまつものが大きいわけですが、特別委としては、本市の財政力が弾力性に乏しいなかで、一般財源の充実策を増すためには交付税をふやす一方、超過負担解消と同時に、根本的には明るい住みよい町にすることを住民の再得向上につながることを銘記して、あらゆる努力を払うよう強く要望しました。

歳出でも、各款とにそれぞれ要望が当局に出されましたが、これらのうち、すでに予算措置が決まったもの、または執行方針が決められたものは次のとおりです。

▽公聴活動の積極化▽④市長へ手紙を出す運動⑤市政を語る会計画的執行⑥市政センター④市政与論調査⑦婦人問題協議会などを積極的に行なう。

▽独自統計調査活動の推進について統計要覧等の作成を行なう。

▽長期総合計画審議会を発足させ総合計画の策定を行なう。

▽職員研修旅費については十分考慮する。

▽交通事故ゼロ運動の実施。

▽多子家庭児童手当の実施。

▽私立保育所設備拡張の助成措置（増額）

▽保育所ミルク、採暖費の増額。

▽身体障害児生命制度の検討。

▽老人検診の積極化。

▽青少年補導関係事業の充実と青少年対策関係予算科目の統一化

▽生活保護相談室のムード改善。

▽法定伝染病予防注射の無料措置

▽火葬場の悪臭については脱臭新式機極二台の設備で解消をはかる。

▽清掃施設の充実（増車、増員）と特別清掃区域の拡大。

▽市民のごみ自己処理意識の喚起に行政指導を行なう。

▽職員の労働安全について労働安全委員会を設置発足。

▽中小企業団体中央会への補助金増額。

▽補助金審査委員会の設置（昭四四）

▽市道等の土地提供者の換地移転登記事務の徹底化（三カ年計画）

▽東光寺排水事業の着手（既定予算内で年次的に行なう。）

▽住宅拡張成処分事業の実施（公社検討）

▽PTA負担解消年次計画表の設定。

▽小学校給食用地の先行取得。

▽八ケ岳学校療養の建設促進。

▽学校施設の下水道整備計画の実践。

▽交通指導員の待遇改善と身分保障。

▽下水道事業の駅北計画を積極的に推進する。

▽中央卸売市場の予算措置を合理的に行なう。

▽水道指導員の待遇改善と身分保障。

▽職員の勤務意欲増進のために、退職金の増額を厚生省では二四%をみているが、本市はまだ未だ二〇・六%の増にとどめたと答え、さらに保険料動揺都市（二世帯当たり動揺都市四、八三三円）に比し、七千八円、一人当たり動揺都市四、八三三円）に比し、七千八円、一人当たりとなるが①財政調整交付金の増②高くないが、上記の努力をしてびし前年より二、九七五万円）③二九・九%の値上げにとどめ、さらに調定減額分を差し引いて平均保健費負担金の増（単年より初めて補助）④国庫支出金の百%獲得をはかる④医療給付費の増額を厚生省では二四%をみているが、本市は過去の実績から二〇・六%の増にとどめたと答え、さらに保険料動揺都市（二世帯当たり動揺都市四、八三三円）に比し、七千八円、一人当たり動揺都市四、八三三円）に比し、七千八円、一人当たりとなるが①財政調整交付金の増②高くないが、上記の努力をして二九・九%の値上げにとどめ、さらに調定減額分を差し引いて平均保健費負担金の増（単年より初めて補助）④国庫支出金の百%獲得をはかる

国保
24.8%値上げへ
原案のアップ押える

委員から、市長は予算説明のなかで、国保の医療費の伸びがそのまま社保険者に影響を与えないとうたい、具体的には何かと質したのに対し、当局は「仮に、七千八円、一人当たりとなるが①財政調整交付金の増②高くないが、上記の努力をして二九・九%の値上げにとどめ、さらに保健費負担金の増（単年より初めて補助）④国庫支出金の百%獲得をはかる」と説明した。

委員会は、国保対象者にとっては経済的に与える影響がきわめて大きいが、保険料を七千万円も引き上げるのに、一般会計からの繰り入れは従前同じであり、これは市民全般の保健衛活動のための繰り出しで、翻似都市の実情をみたとき、一般会計でさらにつめるべきであるとはっきりつめて繰り出しを行なうべきであるとの強い要望を行なった。

これに対し社会党、公明党、共産党の各委員から反対意見として、国保が国民皆保険のもとに社会保障の一環として取りあげるべき時代であり、本議会は昨年三月定例会で超過負担解消、公共料金値上げ反対を満場一致議決しており、この趣旨からしても賛成できない。本質的には国の責任においてやるべきものであり、国庫支出金について調整交付金の確保についても国、県のエネルギーを引き出すよう努力を期待する。

水源問題について各委員から、商い所より取水するのが自然の理であり、今の地下水は好ましいとはいえないが、県の長期開発計画によると奥御岳へ多目的ダム建設の計画もあるので、将来はこのダムからの取水を行なうべく県の地方事務所に強く申入れ方を積極的に働きかけるよう要望があった。また現在、昭和取水所より取水するのが自然の理であり、今の地下水は好ましいとはいえないが、県の長期開発計画によると奥御岳へ多目的ダム建設の計画もあるので、将来はこのダムからの取水を行なうべく県の地方事務所に強く申入れ方を積極的に働きかけるよう要望があった。また現在、昭和取水所より取水するのが自然の理であり、今の地下水は好ましいとはいえないが、県の長期開発計画によると奥御岳へ多目的ダム建設の計画もあるので、将来はこのダムからの取水を行なうべく県の地方事務所に強く申入れ方を積極的に働きかけるよう要望があった。また現在、昭和取水所より取水するのが自然の理であり、今の地下水は好ましいとはいえないが、県の長期開発計画によると奥御岳へ多目的ダム建設の計画もあるので、将来はこのダムからの取水を行なうべく県の地方事務所に強く申入れ方を積極的に働きかけるよう要望があった。また現在、昭和取水所より取水するのが自然の理であり、今の地下水は好ましいとはいえないが、県の長期開発計画によると奥御岳へ多目的ダム建設の計画もあるので、将来はこのダムからの取水を行なうべく県の地方事務所に強く申入れ方を積極的に働きかけるよう要望があった。また現在、昭和取水所より取水するのが自然の理であり、今の地下水は好ましいとはいえないが、県の長期開発計画によると奥御岳へ多目的ダム建設の計画もあるので、将来はこのダムからの取水を行なうべく県の地方事務所に強く申入れ方を積極的に働きかけるよう要望があった。

奥御岳から取水も
苦情多い昭和水源

特殊手当の是正を
ことし中には結論

特殊勤務手当については陸陸、

押しつけの寄付金
将来は全額公費で

次に各種事業の施行にあたり、寄付金の名称で三分の一負担金をとっている。いうまでもなく寄付とは自主的善意のもので、寄付をしなければ工事をやらないということであれば、これは地財法違反でもあるし、この実質的な負担金の根拠はなにかと質したのに対し、市長は寄付の場合の一応の目安として三分の一をいただいているもので、県の方でも市町村に対し、県道の場合など負担金を要求している。法的の根拠はないが、財政的に苦しいから、ある程度は金額公費で施行すると答弁した。また補助金交付が各部にわたって計上されている。補助金の整理統合、あるいは効果的運用については監査委の方としても重視しているが、人員配置も重点的に考えて本年中に平和通りの貫通に努力する。国庭上業団地については十二万六千坪がスプロール現象で買収不快、不健康、または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務で、下水道、水道事業会計補助予算＝可決

第37号　病院事業の設置等に関する条例の一部改正＝可決

第38号　不動産の処分＝可決

第39号　西下条し尿処理場増設工事請負変更契約の締結＝可決

第40号　町の区域の設定及び一部変更＝可決

第41号　教育委員会の委員の任命＝同意

諮問第1号　人権擁護委員候補者の推薦＝決定

第34～36号　昭和48年度国保、

二九・五%の値上げにおしとどめたと説明した。

委員会は、国保対象者にとっては経済的に与える影響がきわめて大きいが、保険料を七千万円も引き上げるのに、一般会計からの繰り入れは従前同じであり、これは市民全般の保健衛活動のための繰り出しで、翻似都市の実情をみたとき、一般会計でさらにつめるべきであるとはっきりつめて繰り出しを行なうべきであるとの強い要望を行なった。

これに対し社会党、公明党、共産党の各委員から反対意見として、国保が国民皆保険のもとに社会保障の一環として取りあげるべき時代であり、本議会は昨年三月定例会で超過負担解消、公共料金値上げ反対を満場一致議決しており、この趣旨からしても賛成できない。本質的には国の責任においてやるべきものであり、国庫支出金について調整交付金の確保についても国、県のエネルギーを引き出すよう努力を期待する。

44年度一般会計予算修正表（単位千円）

建入 款	項	修正	原案	修正案 増	修正案 減
地方交付税		402.716	395.615	7.101	
	地方交付税	402.716	395.615	7.101	
分担金及び負担金		57.256	56.656	600	
	分担金	3.500	2.900	600	
繰収入		222.712	219.212	3.500	
	貸付金元利収入	66.938	63.438	3.500	
才入合計		4121.220	4110.019	11.201	

建出 款	項	修正	原案	修正案 増	修正案 減
議会費		58.965	59.565		600
	議会費	58.965	59.565		600
総務費		612.860	613.710		850
	総務管理費	354.780	355.780		1.000
	徴税費	169.729	169.629	100	
	監査委員費	7.910	7.860	50	
民生費		654.526	647.737	6.789	
	社会福祉費	127.174	121.994	5.180	
	児童福祉費	168.641	167.792	849	
	生活保護費	358.704	357.944	760	
衛生費		578.408	577.568	840	
	保健衛生費	175.341	174.501	840	
労働費		23.740	23.240	500	
	労働諸費	4.609	4.109	500	
農林水産業費		169.236	166.216	3.020	
	農業費	83.946	80.926	3.020	
商工費		82.316	79.016	3.300	
	商工費	82.316	79.016	3.300	
土木費		887.652	887.352	300	
	住宅費	102.054	101.754	300	
教育費		524.606	522.704	1.902	
	教育総務費	31.816	31.626	190	
	小学校費	287.011	285.811	1.200	
	社会福祉費	32.718	32.406	312	
	社会体育費	11.270	11.070	200	
公債費		307.935	311.935		4.000
	公債費	307.935	311.935		4.000
才出合計		4121.220	4110.019	16.651	5.450

さわやかな生活に
自治押しの重要課題

次に「さわやかな住みよい町づくり」のための施策としては、道路整備の重点的に細かな市民生活についての配慮が欠けているのではないかと質したのに対し、市長は道路整備に最重点をおき、次に三四・六%を占めており、共助費は一一・九%、公債費七・六%になっている。本年は清掃施設費に伴う処理費の諸条件施工に伴う事業費が多く、補助事業のみでは満足できず起債による事業に頼ることになるわけだが、したがって単独債による依存度が高く、これは利子も高く償還期間が短いという欠点もあると答えた。

また当局は、市政の重要課題となっている中央卸売市場については、本年八月中に認可をとるほか、県町土地区画整理事業、南西住宅団地造成、第三工区清算、街路事業等の事業が重なり合っているが、人員配置も重点的に考えて本年中に平和通りの貫通に努力する。国庭上業団地については十二万六千坪がスプロール現象で買収されているが、このうち六万坪は公団地化できない状態であり交換地の救済方法等いろいろ問題点があるので、県の協力も得て買収出来の訂正もある程度考え、本年中にその目的にそった目鼻をつける市長から答弁があった。

押しつけの寄付金
将来は全額公費で

次に各種事業の施工にあたり、寄付金の名称で三分の一負担金をとっている。いうまでもなく寄付とは自主的善意のもので、寄付をしなければ工事をやらないということであれば、これは地財法違反でもあるし、この実質的な負担金の根拠はなにかと質したのに対し、市長は寄付の場合の一応の目安として三分の一をいただいているもので、県の方でも市町村に対し、県道の場合など負担金を要求している。法的の根拠はないが、財政的に苦しいから、ある程度は金額公費で施行すると答弁した。また補助金交付が各部にわたって計上されている。補助金の整理統合、あるいは効果的運用については監査委の方としても重視しているが、人員配置も重点的に考えて本年中に平和通りの貫通に努力する。国庭上業団地については十二

第34～36号　昭和48年度国保、下水道、水道事業会計補助予算＝可決

第37号　病院事業の設置等に関する条例の一部改正＝可決

第38号　不動産の処分＝可決

第39号　西下条し尿処理場増設工事請負変更契約の締結＝可決

第40号　町の区域の設定及び一部変更＝可決

第41号　教育委員会の委員の任命＝同意

諮問第1号　人権擁護委員候補者の推薦＝決定

請願・陳情

道路整備が大半
汲み取料金値上げは継続に

三月定例会での請願事項については、それぞれ所管委員会で審査の結果、採択されたもの二十七件、継続審査となったもの四件でありました。その内容は次のとおりです。（カッコ内は請願人）

請願

採択されたもの

【総務部委員会】

○朝日小学校の校舎増築方について（朝日小PTA会長・坂本信晴）

○北新小学校の給食室の移転新築方について（北新小PTA会長・鈴木幸太郎）

○山梨県勤労センター建設助成方について（勤労センター建設委員長・塚原嘉造）

○出入国管理法の国会提出反対方について（在日朝鮮人山梨県委員長・朴伯）

○南西中の校庭拡張方について（南西中PTA会長・浅川康吉）

【建設経済部委員会】

○朝気町地内の主要道路の舗装について（朝気二丁目自治会長・飯田民）

○大里地区舗中島の市道改修方について（大里地区自治連合会長・中沢作太郎）

○西油川町～新油川鉄橋間の市道拡幅整備方について（西油川自治会長・中沢作太郎）

○大鎌田二川線の舗装について（大鎌田地区自治連合会長・中沢作太郎）

○寿町下河原線の道路舗装について（池田地区自治連合会長・三井重雄）

○北新第一自治会内の市道編入について（北新第一自治会長・小沢元男）

○金二丁目地区の市道拡幅整備方について（金二丁目・飯野道介ほか）

○千塚町地内の道路整備方について（千塚地区自治連土木委員長・羅田久）

○元紺屋町地内の排水路施設方について（元紺屋町自治会長・鈴木照定）

○大里地区堀ノ内町地内の市道編入方について（大里地区自治連合会長・中沢作太郎）

○城東二丁目地内の市道改修方について（東光寺町・永井進ほか）

○国玉町玉諸神社～大橋間の農道の市道編入について（玉諸地区自治連合会長・市之瀬徳造）

○国玉町梅ノ木住宅の排水整備方について（玉諸地区自治連合会長・市之瀬徳造）

○善光寺表道線北原地区の道路整備と側溝工事方について（茶道線拡幅協議会代表・清水金蔵）

○貢川小学校前通り線の側溝と舗装方について（徳行町第一区代表・赤坂太郎）

○愛宕山地区内県有地の貸付方について（東光寺町・石井正義ほか）

○和戸町・鶴田観音ほか

【建設経済部委員会】

○朝日町地内の水道管敷設方について（和戸町・鶴田観音ほか）

【民生部委員会】

○保育所の暖房費、開食代の助成方について（保育所保護者連合会長・保坂金治）

○北部に老人福祉施設建設方について（朝日地区老人クラブ連合会長・雪江明雄）

【水道部委員会】

○塚原北西部の水道敷設替え川町自治会長・内藤清）

○影形町地内の市道編入と道路舗装について（影形町自治会親交会長・福滝三郎）

○家具団地内道路の市道編入について（家具工業協組理事長・小野喜八）

○国玉町玉諸神社～大橋間の農道の市道編入について（玉諸地区自治連合会長・市之瀬徳造）

○国玉町梅ノ木住宅の排水整備方について（玉諸地区自治連合会長・市之瀬徳造）

○善光寺表道線北原地区の道路整備と側溝工事方について（茶道線拡幅協議会代表・清水金蔵）

○貢川小学校前通り線の側溝と舗装方について（徳行町第一区代表・赤坂太郎）

○愛宕山地区内県有地の貸付方について（東光寺町・石井正義ほか）

○和戸町・鶴田観音ほか

【建設経済部委員会】

○都市計画負担金の軽減方について（第三工区清算事務適正化連盟代表・斉藤義次）

【民生部委員会】

○し尿汲み取り手数料の引き上げ方について（甲府市衛生同業組合代表・内藤弥太郎）

○国保料金値上げ反対と国庫補助金の引き上げについて（県社会保障推進協議会長・塚原嘉造）

【総務部委員会】

○東光寺自治会内の道路区域の継続審査となりました。

○教育委員の報酬ならびに教育長給与の増額について（山梨県市町村教育連合会長・和田吉弥）

陳情

陳情は次の一件でしたが、総務部委員会で審査の結果、閉会中の継続審査となりました。

○教育委員の報酬ならびに教育長給与の増額について（山梨県市町村教育連合会長・和田吉弥）

甲府北バイパス早期建設に関する意見書

現在、本市の主要幹線道路としては国道一〇号線一本しかなく、交通渋滞が市民生活に大きな損害を与えている。この緩和策として建設省は、本年から本市南部地区を通る「甲府バイパス」の建設に着手しましたが、これだけでは市内全域の抜本的交通緩和ではかることはできません。しかも国道一四〇号線が近く全線にわたって大型車の通行が可能となり、また近く中央高速道も着工されることになっています。

これらを結び合わせて考える一方、本市北部一帯（中央線以北）は近年、住宅市街化の一途をたどっているにもかかわらず、幹線道路は皆無に等しく、それにより北部一帯の社会経済開発を著しく阻害しています。またブドウ郷、景仙峡を中心とする観光資源、武田氏にまつわる史蹟等を控えて、年間三百万人を上回る観光客が北部一帯を訪れるため、市中心部の交通渋滞を一層激しくしており、早急にこの解決を強く関係機関より迫られています。

よって、甲府市議会は目下建設中の甲府バイパスと並行して、本市の社会経済開発の促進、観光資源の開発および市内中心部の交通緩和の抜本的解消につながる甲府北バイパスの早期建設を強く要望いたします。

昭和四十四年三月

甲府市議会

内閣総理、大蔵、建設、自治各大臣　宛

善光寺駅等の無人化反対に関する意見書

本市を起点とする身延線は昭和三年三月開通以来、地域の産業・経済等の開発をはじめ甲府ブドウ郷、あるいは観光客の受け入れにきわめて重要な役割をもっています。さる二十九年国鉄の経営合理化の名のもとに、善光寺駅の民間委託が計画されたさい、地元はもちろん当議会としても甲府市の将来の発展の展望に立って強力に反対要望を行ない、幸い当局のご理解によってこれが撤回された経過があります。

最近、巷間聞くところによりますと、国鉄の営業体制近代化策として、本市行政区域内の善光寺、南甲府、甲斐吉田、国母の各駅を無人化し、かつ貨物の取り扱いを廃止するとのことですが、善光寺駅はブドウ郷の入り口として、また他の駅も本市が首都圏内衛星都市として工業都市化されつつあるところの玄関口であり、付近住民はもちろん市民全体として重大関心をもち、絶対に反対であります。国鉄が庶民の足として広く親しまれ、今日の市民生活の必需交通機関の存在を考えたとき、近代化は住民の犠牲によってなりたたないし、むしろ国が他の面で当然考えるべきことと思われます。

身延線の善光寺駅から国母駅の無人化、貨物取り扱い廃止に甲府市議会は強く反対します。

昭和四十四年三月

甲府市議会

内閣総理、運輸、大蔵、農林各大臣、国鉄総裁　宛

新教育委員に広瀬、望月氏選ぶ

三月定例会では、市教委の委員のうち三月三十一日で任期満了となる雨田善也、青柳孝夫両氏の後任として、広瀬勝雄、望月正名両氏を任命する案が提出され、一部に反対の意見も出ましたが、結局、多数をもって両氏を教育委員に任命することが承認されました。

また、人権擁護委員候補者として富士亜氏の推薦も決めました。

〈広瀬勝雄氏略歴〉▽甲府市千塚町二六九、東京高師卒、元県教育次長、理事、石和、甲府一など各高校長を経て四十一年三月退職。六十一歳

〈望月正名氏略歴〉▽甲府市相生二丁目三の四、東京高等歯科医校卒、県歯科医師会長、相生小PTA会長、元市民生委員、五十八歳。

18カ所で青年学級

三月定例会で開設を承認された青年学級は、次の十八カ所です。

勤労青年に対し、実生活に必要な職業、家事等について知識技能を習得させ、その教養を高めるためのもので、開設期間はいずれも四月一日から一カ年間です。（カッコ内は開設場所）

▽里垣（市民会館）▽千塚（市民会館）▽大里（大里小）▽山城（山城小）▽貢川（貢川小）▽玉諸（玉諸小）▽国母（国母小）▽幼児研究（中央公民館）▽木蔵（中央公民館）▽市役所職場（中央公民館）▽成友（中央公民館）▽成友中央（中央公民館）▽成友南（南公民館）▽共栄石油（南公民館）▽甲府理容師（南公民館）▽甲府美容師（南公民館）▽つくし（甲府商業）▽商工業従事者（甲府商業）▽この指（中央公民館）

陳情

陳情は次の一件でしたが、総務部委員会で審査の結果、閉会中の継続審査となりました。

○国保料金値上げ反対と国庫補助金の引き上げについて（県社会保障推進協議会長・塚原嘉造）

昭和四十三年意見書など議決

関係庁に強く要請

昭和四十三年中の主な活動は、定例会四回、臨時会一回が招集され、市長から提出された九十五議案中、監査委員の報酬引上げ一件を除き、いずれも認められました。

一方議会が提出した議案は二十三件ありましたが、その殆んどが意見書であり、その内容は

一、地方財政の超過負担解消に関する意見書

二、国鉄運賃値上げを始めとする公共料金値上げに反対する意見書

三、B52爆撃機の沖縄駐留を止める意見書

四、国民健康保険に対する県の補助金交付に関する意見書

五、国鉄南甲府保線区存置に関する意見書

六、現行食糧管理制度維持に関する意見書

七、児童手当法の早期実現に関する意見書

八、厚生省の医療保険制度改革試案に反対する意見書

九、国民年金法、厚生年金保険法の改正に関する意見書

十、国鉄納付金の廃止反対に関する意見書

十一、地方交付税率引下げ反対についての意見書

十二、公務員給与改訂の完全実施に関する意見書

十三、消費者米価値上げ反対に関する意見書

十四、富士川上流禹の瀬地区の早期改修に関する意見書など提出し、いずれも議決され各関係省、各関係大臣宛実情を説明し強く要請いたしました。

更に区域地方行政の必要性に鑑み町村合併事務調査特別委員会の設置、中央高速自動車道建設問題、公営中央卸売市場建設問題、国鉄の安全輸送確保、貯金局廃止反対の意見書提出、し尿処理場、第二清掃工場建設問題等については全議員が積極的に議会活動として取り組み、問題の解決を図ってまいりました。

議員表彰

去る四月二十四日甲府市において開催された第98回関東市議会議長会定期総会において永年勤続表彰者は次のとおり。

勤続十五年以上

神藤　昇

勤続十年以上

渡辺儀市
飯島哲
河野勇
三井五郎
早川武男

なお、この方達は、六月五日開催される全国市議会議長会総会においても表彰を受けます。

昨年まで全国・関東市議会議長会受彰者は次のとおり。

勤続十五年以上

内藤秀治
山田益三
福島昇
小沢綱雄
込山貴雄
神宮司五郎

勤続十年以上

訃報

日川勘治議員逝く

本市市議会議員日川勘治氏（59才）には、永らく病療養中でありましたが、惜しくも去る三月二十一日逝去されました。

心から哀悼の意を表し、慎しんで冥福をお祈りいたします。

豆辞典

請願と陳情

請願は、憲法で認められた国民の権利の一つです。地方自治法には県市町村の議会に対する請願について定めています。

請願ができるのは住民に限らず旅行者、滞在者も含まれ、日本の国民でない人もできますが、必ず一人以上の紹介議員が必要です。市政に対する皆さんの要望が多くと思います。例えば道路の間口であるとか、学校のことを改めてほしいことなどがあるでしょうが、議会に請願書として要求できます。これらは住民の直接の声が市政に反映できるもので、議案と同じように本会議で各委員会に付託され審議し、とりあげるべきものは採択、そうでないものは不採択という結論が下され、採択されたものは市長など執行機関側に送られます。

請願は議案と違って執行機関が採択されたものを必ず実行しなければならない義務はないのですが、十分尊重され市政に反映されます。請願の処理状況は議会に報告しなければならないことになっています。

陳情は、請願と殆んど変りがありませんが、法律で定められたものではなく、紹介議員も必要としません。

第2期第3次町の区域及び名称変更図

町名が変わります

九月一日から実施

町の広狭、町界が入りみだれている各日常生活もとより、行政上にも支障が多い区域を区次変更してきましたが、住居表示に関する法律に基づいて合理的な町区域によるため、ことしの九月から次のとおり変更する議案が提出され可決されました。

その区域は下図のとおりであります。

議会を傍聴しましょう

古くから「百聞は一見しかず」といわれております。テレビで見るナイターの放送も結構ですが、間近に美しく彩られる野球場でみる雰囲気は、おのずから別番の度がちがってくるようです。議会の傍聴をナイターにたとえては、いささか申しわけないようですがわたくしたちが直接選挙した議員さんの活動を、直接見たり、聞いたりすることは、市民として市政を知るのに一番の早道だと思います。

議会は、定例会と臨時会とがあります。

定例会は三月、六月、九月それに十二月に開催されますが、ぜひ市民のみなさんの議会の傍聴をおすすめいたします。手続きは、極めて簡単で受付簿へ氏名を記入するだけです。

編集後記

▽本紙発行の目的は、市議会のうごきを皆さんに、わかりやすく早く知らせして、十分理解していただき、次期発行が待ち遠しい位いの「市議会だより」にしたいと欲ばっております。

▽本市財政難のため、いつの議会にも市民生活の苦悩が浮き彫りされます。議員と局理事者は真剣な論戦になりますが、限られ紙面でありますので十分お伝えできないのが遺憾です。

▽今回の「議会だより」は創刊号でいろいろ準備に手間どりましたので予定より遅れてしまいました。次回からは予定より早お届けいたします。なお皆さんのご意見や要望をお寄せいただければ幸いです。

編集委員会

お知らせ

◇ご意見を寄せてください

次号から「市民の広場」欄を設け、みなさんの議会に対するご意見、ご要望などを掲載していきたいと思います。四百字以内、紙上匿名は自由ですが、なるべく住所・氏名を書き添えてください。（あて先は市議会事務局、議会だより編集委員会）